

ごみ処理の4市1町広域化

前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市、玉村町

ごみ処理の広域化とは、近隣の市町村が協力し、清掃施設を共同で整備・運営する仕組みです。

ごみ処理は、市民生活を支える欠かせない行政サービスですが、人口減少が進む中、各自治体が個別に施設を維持・更新していくことが難しくなっていきます。こうした状況を踏まえ、桐生市を含む4市1町は、より効率的で安定したごみ処理体制を将来にわたって確保することを目指し、ごみ処理広域化基本合意書を締結しました。

今後、それぞれの焼却施設と資源化施設を、新施設へ集約することなど、ごみ処理の広域化を検討していきます。



▶これまでの経緯

令和5年11月…ブロック協議会設立

令和8年2月…ごみ処理広域化基本合意書締結

令和8年3月…施設整備協議会設立

☎清掃センター施設担当(☎74 - 1010)

●広域化のメリット

建設費・維持管理費の削減

施設を共同整備・運営することで、建設費や維持管理費を大幅に抑えられます。物価高騰などもあり、焼却施設の建設費用は15年前に比べ約3倍になっています。広域化により将来の税負担を抑えることにつながります。

災害対応力の強化

施設を集約することで各種機能を高度化し、災害や火災などのリスクに強い施設づくりを進めることができます。

災害時にも稼働を維持しやすくなり、広域的な防災拠点としての役割が高まります。

廃棄物エネルギーの有効活用

施設を集約・大規模化することで、省エネルギー化や発電効率の向上が進み、廃棄物エネルギーを有効に活用することができます。施設規模が大きくなると発電効率が向上するため、広域化で1日当たり20,000世帯以上の電力(エネルギーを全て発電に利用した場合)を賄うことができます。



●今後の取り組み(令和8・9年度)

基本構想の策定	4市1町のごみ処理の基本的な考え方(分別ルールや施設規模など)を整理します。
建設候補地の選定	焼却施設および資源化施設の建設候補地を法的規制・災害危険・経済性などから抽出し、学識経験者の意見などを聞きながら選定を進めます。